

議案第六十四号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年四月二十六日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成元年四月二十六日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 医療業務に従事する職員の特殊勤務手当

第二条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を削る。

第四条を次のように改める。

（医療業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第四条 医療業務に従事する職員の特殊勤務手当は、医師たる職員が患者に接し、医療業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務一月につき七万円とする。

第六条を削り、第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

第十条及び第十一条を削り、第十二条を第九条とし、第十三条を削り、第十四条を第十条とし、第十五条を削り、第十六条を第十一条とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用する。